

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準及び法第35条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関等の一部を改正する告示をここに公布する。

令和6年10月30日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市告示第216号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準及び法第35条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関等の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準及び法第35条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関等（平成29年鈴鹿市告示第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
5 鈴鹿市手数料条例別表第8に規定する法第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する方法とする。 （1） 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合においては、次のいずれかに該当するものとする。 ア 略 イ 法第35条第1項に基づく認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等	5 鈴鹿市手数料条例別表第8に規定する法第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する方法とする。 （1） 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合においては、次のいずれかに該当するものとする。 ア 略 イ 法第35条第1項に基づく認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等

に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は <u>法第18条第22項</u> に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し ウ～オ 略 (2) 略	に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は <u>法第18条第18項</u> に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し ウ～オ 略 (2) 略
---	---

附 則

この告示は、令和6年11月1日から施行する。